

議案第100号

訴えの提起について

次のとおり道路用地等任意売却交渉事件に関し訴えを提起することについて議会の議決を求める。

1 相手方 滋賀県米原市米原 234 番地

近江開発株式会社

登記上の代表取締役 平 田 福 治

2 事件名 道路用地等任意売却交渉事件

3 事件の内容および請求の趣旨

昭和 49 年に開発により築造された次に記載の下多良地先みずほ団地内道路および公園用地については、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 32 条協議において米原町に帰属がなされ、自ら管理することを前提にしていたことが開発許可に係る設計説明書から読み取れるが、町に所有権移転が行われず、登記名義人が当時の民間開発業者のまま現在に至っている。

沿線住民の権利を安定させ、住民サービスの向上を図るため、相手方に対して本市への所有権移転登記手続を行うことを求める。

本件土地の所在地

- (1) 所在地 米原市下多良字日ノ田 86 番 1
  - 地 目 公衆用道路
  - 地 積 7 9 4 平方メートル
- (2) 所在地 米原市下多良字五反田 78 番 1
  - 地 目 公衆用道路
  - 地 積 1, 5 3 7 平方メートル
- (3) 所在地 米原市下多良字五反田 78 番 22
  - 地 目 公園
  - 地 積 1 3 2 平方メートル
- (4) 所在地 米原市下多良字五反田 78 番 23
  - 地 目 公園
  - 地 積 1 2 6 平方メートル

#### 4 事件に関する取扱い

相手方は、平成元年12月3日、商法(明治32年法律第48号)第406条ノ3第1項の規定に基づき解散登記がなされており、解散当時の役員の中で連絡のとれる者は不存在であったため、裁判所に対し民事訴訟法(平成8年法律第109号)第35条および第37条の規定に基づき特別代理人の選任申立てを行い、選任された特別代理人に対して本件訴えを提起するものとする。

弁護士を訴訟代理人に定め、訴訟において必要があるときは、上訴し、和解し、その他必要な措置を行うことができるものとする。

平成30年11月30日提出

米原市長 平尾道雄

#### 提案理由

道路用地等任意売却交渉事件に関して訴えを提起したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定により、この案を提出するものである。